

第1回原子力委員会定例会議議事録

1. 日 時 2011年1月11日(火) 10:30～11:00
2. 場 所 中央合同庁舎4号館 10階 1015会議室
3. 出席者 原子力委員会  
近藤委員長、鈴木委員長代理、秋庭委員、大庭委員、尾本委員  
文部科学省  
科学技術・学術政策局原子力規制室 鎌倉保安全管理企画官  
内閣府  
中村参事官、吉野企画官、金子参事官補佐
4. 議 題
  - (1) 独立行政法人日本原子力研究開発機構大洗研究開発センター(北地区)の原子炉の設置変更許可(JMTR(材料試験炉)原子炉施設の変更)について(諮問)(文部科学省)
  - (2) 年頭の所信について
  - (3) その他
5. 配付資料
  - (1-1) 独立行政法人日本原子力研究開発機構大洗研究開発センター(北地区)の原子炉の設置変更許可(JMTR(材料試験炉)原子炉施設の変更)について(諮問)
  - (1-2) 独立行政法人日本原子力研究開発機構大洗研究開発センター(北地区)の原子炉の設置変更許可〔JMTR(材料試験炉)原子炉施設の変更〕の概要について
  - (1-3) 独立行政法人日本原子力研究開発機構大洗研究開発センター(北地区)原子炉の設置変更許可申請書〔JMTR(材料試験炉)原子炉施設の変更〕本文〕添付書類<新旧対照表>
  - ( 2 ) 年頭の所信(案)
  - ( 3 ) 第61回原子力委員会定例会議議事録

( 4 ) 第 6 2 回原子力委員会定例会議議事録

( 5 ) 第 6 3 回原子力委員会定例会議議事録

## 6. 審議事項

(近藤委員長) おはようございます。第 1 回の原子力委員会定例会議を開催させていただきました。本日の議題は、1 つが、独立行政法人日本原子力研究開発機構大洗研究開発センターの原子炉の設置変更許可についてご諮問をいただきます。2 つ目が、年頭の所信について、ご審議いただきます。3 つ、その他です。よろしゅうございますか。

それでは、最初の議題からお願いいたします。

(1) 独立行政法人日本原子力研究開発機構大洗研究開発センター（北地区）の原子炉の設置変更許可（J M T R（材料試験炉）原子炉施設の変更）について（諮問）（文部科学省）

(中村参事官) 1 番目の議題でございます。独立行政法人日本原子力研究開発機構大洗研究開発センター（北地区）の原子炉の設置変更許可（J M T R 原子炉施設の変更）につきまして、1 月 6 日付けで諮問がありました。この内容について、文部科学省科学技術・学術政策局原子力規制室の鎌倉保安管理企画官よりご説明をいただきます。お願いいたします。

(鎌倉保安管理企画官) それでは、説明させていただきます。資料は 1 - 1 号から資料 1 - 3 号をご用意してございます。資料 1 - 1 号が諮問文でございます。資料 1 - 2 号が変更の概要、それから資料 1 - 3 号が申請書の新旧対照表でございます。

まず、諮問文、資料 1 - 1 号でございますけれども、日本原子力研究開発機構から J M T R 原子炉施設に係る申請がございました。文部科学省で審査した結果、平和利用、計画的遂行、それから経理的基礎につきまして、基準に適合していると判断しましたので、原子力委員会に諮問させていただくものでございます。

それでは、変更の概要について、資料 1 - 2 で説明させていただきたいと思います。資料 1 - 2 を 1 枚めくっていただきまして、まず申請の概要でございます。申請者は日本原子力研究開発機構。それから、事業者名、所在地につきましては、大洗研究開発センター（北地区）、これは茨城県の大洗町にございます。それから、申請の対象となる原子炉でございますけれども、J M T R の原子炉施設でございます。申請は昨年 1 2 月 1 5 日に行われており

ます。それから、変更の項目でございますけれども、使用の目的の変更ということで、これにつきましては、2. のところに変更の概要というのがございますのでそちらで説明させていただきますと、使用の目的に教育訓練を追加するという。それから、使用の目的の明確化を行うというということ、この2点でございます。それから、工事計画につきましては、本変更については工事を要しないということで、次の資金の額、調達計画につきましては該当しないというものでございます。

それでは、変更の内容につきましてももう少し詳しく説明させていただければと思います。資料1-3号の申請書の新旧対照表でございます。1枚めくっていただきまして、これは申請書の本文でございますけれども、左側が変更前、右側が変更後ということで、変更箇所につきましては下線を引いてございます。

使用の目的のところでございますけれども、JMTRにつきまして動力炉に係る安全性研究等のための材料照射ということで、目的の明確化を行っております。また、教育訓練ということで追加しているというものでございます。

続きまして、添付書類一というところ、次のページ、3ページ目になりますけれども、これは使用の目的の説明書になります。(1) のところにありますように動力炉用の燃料および構造材料の安全性等に関する試験ということで、目的の明確化を行っているということ。それから、(6) にございますように、照射試験を通じた教育訓練ということで、追加するというものでございます。

この申請内容につきまして文部科学省で審査した結果でございますけれども、恐縮ですが資料1-1にお戻りいただければと思います。資料1-1の裏のページ、別紙ということで審査結果を記載してございます。今回の変更につきましては、その使用の目的に教育訓練を追加することと、目的の明確化を行うというものでございまして、まず平和利用につきましては、当該施設が平和の目的以外に利用されるおそれはないものと判断してございます。それから、計画的遂行につきましても、原子力の開発及び利用の計画的な遂行に支障を及ぼすおそれはないものと判断してございます。それから、経理的基礎でございますけれども、こちらにつきましても工事を伴わないための資金を要しない。したがって、経理的基礎に影響しないものと判断してございます。

以上でございますけれども。法律の条項に基づきまして原子力委員会に諮問させていただくものでございます。

以上でございます。

(近藤委員長) ありがとうございます。

ご諮問いただきましたので、審議の上、後刻私どもの意見を大臣宛て申し上げるわけですが、この際、説明者に対して何かご質問等ありましたらどうぞ。

鈴木委員。

(鈴木委員長代理) 変更の内容についてですが、教育訓練を追加することと目的の明確化ということなのですが、現在も教育訓練には使っているんですよね。実際にはどういうものが変わるのかということについてご説明いただきたいと思います。

(鎌倉保安管理企画官) 原子力開発機構には人材育成関係のセンターがございまして、そちらのほうでこれまでもコースを設けて人材育成を行ってきたところです。その中にこの J M T R を使った教育訓練というものを位置づけるということが 1 点です。

それから、J M T R の施設自体で直接受け入れて教育訓練を行っているわけですが、そのコースを新たに設ける。ただし、従前も J M T R では全国の専門家に近い方を対象に教育訓練を行っていたということでございます。

(鈴木委員長代理) これまでもやっていたけれども、それを明確にしたいということですね。

(鎌倉保安管理企画官) 左様でございます。

(鈴木委員長代理) 分かりました。

(近藤委員長) 他に。

よろしゅうございますか。

それでは、先ほど申し上げましたように、私どもで検討の上、適当なときに、いや、これは速やかにと言うべきか、ご意見を申し上げることにいたします。

ありがとうございます。

それでは、次の議題。

## (2) 年頭の所信について

(中村参事官) 2 番目の議題でございます。年頭所信の案につきまして、先生方が準備されたものがございます。事務局から読み上げさせていただきたいと思います。

年頭の所信 (案)

明けましておめでとうございます。新春を迎え、平成23年の活動を開始するに当たり、所信を申し上げます。

原子力委員会は、「原子力の研究、開発及び利用は、平和の目的に限り、安全の確保を旨として、民主的な運営の下に、自主的にこれを行うものとし、その成果を公開し、進んで国際協力に資するものとする」との基本方針の下で、「将来におけるエネルギー資源を確保し、学術の進歩と産業の振興とを図り、もって人類社会の福祉と国民生活の水準向上とに寄与する」ことを目的に推進される原子力の研究、開発及び利用に関する政府の施策の基本的考え方を「原子力政策大綱（以下、「大綱」という。）」に定めています。そして、「大綱」に基づき各方面で実施されている取組みについて政策評価を行い、新たに取り組むことが必要と判断された事項について適宜に企画し、審議し、決定してきました。昨年は、特に、政府が成長分野としている「グリーン・イノベーション」及び「ライフ・イノベーション」の分野において重点的に推進されるべき施策の体系を「成長に向けての原子力戦略」として決定しました。当委員会は、本年も引き続き、透明性を確保し、広く国民の声を聴き、対話を重ねつつ、こうした使命を果たして参ります。

現在当委員会が特に重要と考えていることは次の通りです。

第一は、原子力発電所の設備利用率がこの数年間、国際的に見て低い水準にとどまっている状況を改善することです。これまで当委員会はこのことに関して、安全規制行政当局と事業者に対して、保安活動はリスク管理活動であることの認識を徹底することを求めるとともに、事業者に対して、この状況の根本原因を見据えて事業リスクマネジメント活動を強化するべきとしてきました。昨年末に至り、設備利用率はようやく回復し始めましたが、この努力は、世界最高水準の設備利用率の実現を目指して、引き続き推進されるべきと考えます。

第二は、核燃料サイクルに関する取組みを充実していくことです。プルサーマルについては、昨年に至り、実施基数が増大し始めました。六ヶ所再処理工場においては、高レベル放射性廃棄物のガラス固化体を製造するガラス熔融炉の運転操作条件の同定になお苦しんでいますが、模擬試験の結果を踏まえて本格操業に向けた取組みが着実に進められるべきです。むつ市で使用済燃料の中間貯蔵施設の建設が開始されましたが、発電所内外における使用済燃料の中間貯蔵能力の整備は、原子力発電事業のリスク管理の観点から、今後とも着実に進められるべきです。一方、高レベル放射性廃棄物の最終処分場の立地地点の選定活動は依然と

して進展していません。当委員会は、昨年9月、日本学術会議にこの問題に関して提言を求めました。今年も、国を含む関係者が、この処分場の重要性と安全性、これを受け入れた地域の持続的発展を利益の衡平の観点から国が支援することの合理性について国民との間で理解を共有する努力を重ねつつ、この活動を全力で推進していくべきです。なお、「大綱」において約束した使用済MOX燃料の取扱いおよび次期再処理工場の在り方についての検討を、新たな「大綱」の策定の中で行います。

第三は、昨年5月に14年ぶりに運転を再開した高速増殖原型炉「もんじゅ」について、今後とも関係者が全力を傾けて、安全の確保を前提に合理的な運転管理の在り方を確立しつつ、出力を上昇させていくことです。当委員会は、日本原子力研究開発機構に対して、「もんじゅ」の目的・役割等の重要性を改めて認識し、世界のフロントランナーとして高速増殖炉の実用化に向けての道を切り拓くという気概を持って、この取り組みのリスク管理を徹底するなど、一層のガバナンス強化を図るべきとしましたが、今後とも本格運転に向けてこのことを着実に進めるべきです。並行して、同機構が関係組織の協力を得て行ってきた2050年頃の実用化を目指す高速増殖炉とその燃料サイクル技術の研究開発活動に関する国の中間評価が現在行われていますが、この結果を踏まえて、同機構が中心となって本件研究開発活動を着実に前進させることも重要です。

第四は、放射線が、安全を確保しつつ、学術、医療、産業の分野でより一層効果的に利用され、これらに関する取り組みが戦略産業として育成されるよう、関係者が一層の努力を行うことです。この点で、利用が開始されて間もないJ-PARCに既に多数の研究者が参集し、優れた成果が公表され始めていることは心強いことです。

第五は、地球温暖化対策及びエネルギー安全保障の観点から原子力発電に対して関心を示す国が増大していることに対して、政府と民間が連携協力して取り組むことです。政府は、従来からIFNEC（国際原子力エネルギー協力フレームワーク）やFNCA（アジア原子力協力フォーラム）など、これらの国に対する支援を目指す国際活動に積極的に取り組んでいます。また、その前提となる相手国との原子力協力協定の締結に向けた取り組みも強化しています。さらに、原子力発電の導入準備を開始する国における人材育成ニーズに対応するため、国内の関連した活動のネットワークを形成する取組みも開始されました。当委員会は、こうした努力が今後とも長期的観点に立って着実に推進されるべきと考えます。なお、昨年6月にインドとの協定交渉が開始されるに

際して当委員会は、インドがNPT（核兵器不拡散条約）に加盟していないことを踏まえ、核不拡散・軍縮に留意して交渉することが重要との見解を發表しました。

第六は、昨年4月には核セキュリティ・サミットが開催され、各国が核セキュリティに係るリスクの低減に向けて具体的措置をとる必要性と今後の作業計画等について合意するとともに、5月にはNPT運用検討会議が開催され、核不拡散の取組みについては小幅の進展にとどまったものの、核軍縮について「明確な約束」が再確認されたことに対応して、これらに係る国際的取り組みの強化に貢献していくことです。この点で、12月に設置された、政府が核セキュリティ・サミットで設置を約束したアジアの核セキュリティ強化のための「核不拡散・核セキュリティ総合支援センター」が今後どのように活動するかは重要です。

なお、当委員会は、昨年11月に、新たな「大綱」の策定作業に着手することを決定し、その審議にあたる新大綱策定会議を発足させ、12月にその第1回会合を開催しました。今年、この会議において、冒頭に述べた目的を達成するために推進される原子力の研究、開発及び利用に関する国の施策のあり方に関して、これを取り巻く国の内外における状況の展望も踏まえて十分ご審議いただき、新たな「大綱」をとりまとめる所存です。

以上です。

(近藤委員長) ありがとうございます。

委員各位と年未来ご相談してきたところをとりまとめたものですが、何かご意見ございますでしょうか。あるいは関連して個人的に所信の表明をされても結構でございます。そうですね、まずは、この案について、審議し、その他のところでそれぞれの所信を伺いましょう。ということで、この案についてはいかがでございましょうか。

ご意見が無いようですので、それでは、これをもって私どもの委員会の年頭の所信とすることにさせていただいてよろしゅうございますか。

(一同異議なしの声)

(近藤委員長) はい。では、そのようにさせていただきます。ありがとうございます。

(3) その他

(近藤委員長) それでは、その他議題。

(中村参事官) 事務局からは、特にございませぬ。

(近藤委員長) それでは、先程お約束しました、各委員から所信の表明をよろしくお願ひします。

(鈴木委員長代理) では、この年頭の所信と大綱策定が行われる今年1年の初めということで、私としてはこの年頭の所信の中に幾つか書かれていますけれども、特に最後の第五、第六のところですね、国際的な情勢変化に日本の原子力をどう変えていくかというところが一番重要かなと思ひて、大綱の中でもそのことについては十分に議論していきたくと思ひます。

それから、最初に書かれていますけれども、「成長に向けての原子力戦略」というのが昨年の原子力委員会のアウトプットとしては一番重要かなと思ひて、このときの議論をやはりできるだけ生かして大綱でもやっていきたく。それは「国際的な情勢に対する対応能力」とあのときは書いていましたけれども、それと国内における「信頼向上」ということが大きなテーマでしたので、この点も強調したいと思ひます。所信表明のところでは、その国内の国民の理解と信頼の向上というのが少し弱いかなという気がしないでもないですけれども、そこは全体に入っているということで、この点もまたぜひやっていきたくというふうに入っています。

以上です。

(近藤委員長) 秋庭委員、どうぞ。

(秋庭委員) 年頭に当たって、特に自分の気持ちとしても、またこれから原子力委員としても大事にしていきたくことは、最初のパラグラフの最後のところに書いてありますが、透明性を確保し、広く国民の声を聴き、対話を重ねつつということで使命を果たしたいというところ。ここに二重線を引きたいと思ひております。成長に向けての原子力戦略のときもそうですし、また大綱の見直しの必要性についても多くの方々にお目にかかり、多くの貴重なご意見をちょうだいしました。このように常に多くの方たちのご意見をしっかりと聴いて、そしていかに反映し、コミュニケーションをしていくかということをもことし大事にしてまいりたいと思ひます。よろしくお願ひします。

以上です。

(近藤委員長) では、大庭委員。

(大庭委員) 去年1年間委員として活動した上で、色々考えるとところがあります。この新しい年に当たってそれらを簡潔に述べたいと思ひます。



成長に向けての原子力戦略のことを代理もご指摘なされたのですが、これは国際と国内と2つの側面があると思うんですね。それで国際の方は先ほど代理がおっしゃったように、原子力利用を進めていくということが重要でしょう。その上で非常に気になっていることは、今までの原子力の世界ですと、先進国がつくったルールに対して非常に敏感で、またこれらの上に乗った上でどのように日本の原子力を進めていくか、が非常に大事であったのだらうと思います。しかしながら現在、これはこの前の新大綱策定会議でも一部の委員の先生が指摘していたことですが、インド、中国をはじめとする先進国以外の途上国の力、また彼らの意見や要求をいかに国際社会のルールに盛り込んでいくかということが非常に大事になってくると思います。

にもかかわらず、成長に向けての原子力戦略の中でのアジアにおける展開の扱いは、いまだ日本が優位に立っているという前提の上で何をするのか、ということをおぼえている気がします。現在の新たな状況の中で、日本が本当にできることは何なのかということをおぼに意識した上での議論というのは必要だらうと思っています。どこまでこれが大綱の中できちんと議論されるかというのは分からないところではあります、従来の国際情勢とは異なる状況に現在なりつつあるのである、という前提をおいた上で、国際展開及び国際的な対応の議論ができたらと考えています。

2点目は国内についてのことです。成長に向けての原子力戦略ということであれば、原子力を国民経済の成長につなげていく、これは具体的には国内でも原子力発電を今後も着実に進めていく事を目指すということです。そうであれば、この年頭の所信にもありますように、中間貯蔵の能力の増強ということは非常に大事だと思います。それから、FBRの実用化へ向けた開発は大事なことなんです、当面のところ非常に大事なものは軽水炉の安全運転、安全利用ということでしょう。計画でも、しばらくは軽水炉とFBRとを並行してやるということになっています。このことを前提として、新大綱のあるべき姿を考えていけたらと思っています。

以上です。

(近藤委員長) はい、それでは最後になりましたが、尾本委員、どうぞ。

(尾本委員) この所信の中でも書かれていますように、改善へのきざし、あるいは実際にある程度見られる改善があるということは非常に心強いことだと思っています。しかしながら、それをもっと飛躍的に状況を改善していくためには、もっとシステマティックな変化というのが必要であるかなというふうにおぼに思っていて、そういうことにこの所信のところでも幾

つか述べられていますが、何々すべきであるというふうに方向性を示すだけではなくて、具体的に原子力委員会が大綱の改定も含めて色々な課題を取り上げて、そしてここに書かれていますように、適宜企画、審議、決定していくと、そういう課題に挑戦してその解決策をつくり上げていくことに積極的に貢献すると、そういう役割を果たしていきたいなというふうに思っております。

以上です。

(近藤委員長) ありがとうございます。

皆様から、大綱の審議に貢献していきたいとのご発言がございました。会議においては、ぜひ適宜に適切にご発言いただくようお願いしたいと思います。その際に、私として皆様にご留意いただきたいと思っておりますのは、この所信の紙にも、私どもの仕事は企画、審議、決定することだとかだわって書いてありますが、日本の原子力の研究開発を進めていく実際の仕事をするのは関係行政当局であり、かつ民間の事業者ですから、大事なことは、彼らが意気を感じて活動することだということです。我々がしゃかりきになって発言しても現場が動かなければ、空振り、意味が無い。そこで、省庁を横断する課題に対しては、いかにして省庁の壁を超えて、意気を感じて横断的に取り組んでいただけるかに思いをめぐらすべきでしょう。おそらく、そのためには、関係者との対話を重ねて、なるほどと言って動いてくれるようにすることです。そうなれば、表向き、何もしなくても良いのかもしれないのです。我々と行政の関係は、そういう構造になっている。原子力委員会はそういう微妙な存在だと私は思っています。

日本の今置かれているある種の閉塞感は、高度成長期を支えてきた日本のその点で極めて合理的なあるいは効率的な行政の仕組みがある意味では賞味期限に達したというところに発している、あるいはその次が用意されていないことに原因していると思うのです。この場合、ドラッカーじゃないけれども、変化、チェンジマネジメントがうまくなされるべきなのですが、実は、行政というのは自ら変化することは難しい。本来、政治を通じて国民に仕えるものなので、政治のリーダーシップが無いのに変化するのはルール違反なわけですね。ですから、政治主導に関しては、ここ慎重な表現が必要ですがけれども、行政としてももちろん期待感を持っていると思います。この閉塞感というか飽和した状況を超えていくために、峠にあって、どの坂道を登るのかの指示があると期待してですね。

で、原子力政策に関しては、基本法の指示するところを目指して、高度をあげていくために最も効果的な施策を用意し、これに取り組んでいただくのが私どもの使命と思っております。

ですが、そういう横断的取り組みを誘導すること、それを含めて行動に必要なお金を用意することに、どうしようかと苦吟しているのが現実です。で、この点で政治とどう向き合うか、あるいは向きあえる、リードしていただける政策戦略を提示することについて知恵を出すのが仕事というふうに思っています。で、政策大綱の議論の場は、そういうことをオープンに、かつ多様な関係者の参加を得て議論できる効果的な場なので、努力して会議の議場において皆さんにそういう問題意識を持って、良い提言を取りまとめていただけるように汗をかいていただけますよう、ぜひよろしく願いいたします。ちょうど1年間の仕事ということになって、来年の年頭の所信には、その成果を書けるように努力したいと思います。

ありがとうございました。

それでは、よろしければ、次回予定を伺って終わりにしたいと思います。

(中村参事官) 次回、第2回原子力委員会の定例会につきましては、来週1月18日の火曜日、10時半から、場所はこの会議室、1015会議室を予定してございます。

以上です。

(近藤委員長) ありがとうございました。

(中村参事官) それから、原子力委員会は、原則毎月第1火曜日の定例会議終了後にプレス関係者の方々の定例の懇談会を開催してございます。本日は1月の第1火曜日にあたりますので、定例会議終了後に原子力委員会委員長室にてプレス懇談会を開催いたします。プレス関係者の方におかれましてはご参加いただければ幸いです。

以上です。

(近藤委員長) では、終わります。

ありがとうございました。

—了—